

農林水産省施行規則で定める基準(罰則)など (認証拒否、格付業務の停止、格付商品の出荷停止、認証の取消し関係など)

申請に関すること

施行規則 第46条第一項 ハ (1)から(3)及び認証の技術的基準

条 件	認 証 拒 否
格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者	受領拒否
認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者	
認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者(法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。)の業務を行う役員(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)であつた者でその取消しの日から一年を経過しない者	

申請時、認証後の罰則など

施行規則 第46条第一項 ハ (ISO17065に適合する方法で検証を行う)

条 件	ステップ1	ステップ2	公 表
(1) 認証基準を維持すること(取得後は運用での適合)	OCOは条件に違反又は、報告せず又は虚偽の報告、又は審査を拒否、忌避したとき、 格付業務及び格付商品の出荷停止の請求を行なう(農林水産大臣に報告)	拒否した場合は、取消しを行なう 取消日より1週間前に弁明の機会を与える (農林水産大臣に報告)	認証の公表・認証の取消し、格付業務の廃止、格付業務の停止、格付商品の出荷停止の公表(認証の取消し、格付業務の廃止は1年間)
(2) 格付後に、譲渡・陳列すること(商品とJASマークが一体)			
(2) 格付後、格付と一致しないことが判明した場合はJASマーク抹消・削除すること			
(2) 何人も、認証業者以外は格付できないこと			
(2) 格付した包装資材の再利用の禁止			
(3) 農林水産省の改善命令に対し、期間内に改善すること又、報告や立入検査を拒み・忌避することはできないこと			
(4) 認証業者を廃止しようとするときはあらかじめOCOに通知すること			
(5) 認証受けている旨の広告・表示やOCO審査内容並び認証に関する業務の内容について、その他の商品が認証受けている商品と誤認させないこと			
(6) 認証受けている旨の広告・表示を行うとき、JASに適合していることを示す目的以外の目的で行ってはいけない			
(7) (5)と(6)について、広告・表示の改善及び表示の取止めの請求されたとき応じること			
(8) (5)と(6)以外に、認証に係る種類の農林物資以外の商品が認証及びOCO審査内容並び認証に関する業務受けているような誤認されないようにする			
(9) OCOは、定期的又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているか確認するための審査に協力すること			
(10) 毎年6月末までに、年間格付実績をOCOに報告すること			
(11) OCOは、認証業者が適切に格付を行っているか、又は(5)、(6)、(8)の条件が遵守されているか確認の必要があるときは、格付業務報告に関する必要な報告、工場、ほ場、事務所、事業所、倉庫、その他の場所に立ち入り、格付け、格付表示、農林物資の広告・表示、その原料、帳簿、書類、その他の物件を検査できる			
(12) OCOは、(1)から(10)までの条件に違反又は、(11)の報告せず又は、虚偽の報告、審査を拒み、妨げ、忌避をしたときは、認証の取消し及び格付の停止並び格付商品の出荷停止を請求できる			

(13) OCOは、(12)の請求に応じないときは認証を取消すこと			
(14) 認証日、(12)の規定の請求、認証を取消し、格付の廃止のときは業者名、年月日などを公表すること			

認証の取消しその他の措置の実施方法に関する基準

施行規則 第46条第三項 (ISO17065に適合する方法で検証を行なう)

条 件	ステップ1	ステップ2	公 表
イ OCOは、認証業者が認証の技術的基準に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれがあるときは、(へ(1)に該当するときは除く。)認証の技術的基準に適合させるため必要な措置を請求すること	OCOは、条件に違反した時は、改善措置の期間は、格付業務及び格付商品の出荷停止の請求を行なう(農林水産大臣に報告)	1年を超えると見込まれる場合は、取消を行う取消日より1週間前に弁明の機会を与える(農林水産大臣に報告)	認証の取消の公表・格付業務の廃止、格付商品の出荷停止の公表(認証の取消し、格付業務の廃止は1年間)
ロ 法第十五条六項若しくは七項、第三十七条又は第三十八条に違反したとき、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること。また、格付に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること			
ハ 第1号二(5)又は(6)に違反したときは、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること			
ニ イ又はハまでの規定による請求をする場合で、認証事業者が請求に係る措置を速やかに講ずることが出来ないときは、措置を講ずるまでの間、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止すること			
ホ 次のいずれかに該当する場合は、その認証を取消すこと			
(1) 認証の技術的基準に適合しなくなった場合で、適合することが見込めない場合のとき			
(2) 法第十九条第六項若しくは第七項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反した場合であつて、当該違反行為が認証事業者の故意又は重大な過失によるとき			
(3) イ又はハの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき			
(4) 正当な理由がなく、ロ又はニの規定による請求に応じないとき			
(5) 正当な理由がなく、第一号ニ(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号ニ(12)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでの確認のための書類審査、実地の調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき			
(6) 正当な理由がなく、法第三十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として、認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき			
へ イからニまでに定めるもののほか、認証に付された条件に違反したとき、適切な指導を行う。認証業者が従わないときは、認証の取消しその他の適正な措置を講ずること			
ト 認証の取消しをしようとするときは、その1週間前までにその旨を通知し、弁明の機会を付与すること			
チ イからトまでに定めるもののほか、ISO17065の認証の基準に適合する方法により、認証の取消しその他の措置を実施すること			

※この表は施行規則を簡略化し一般向きに変更していますのでご注意ください。

詳しいことを確認したい方は、農林水産省のホームページの「JAS規格」の日本農林規格等に関する法律、同法施規則をご覧ください。

農林水産省ホームページ「食品表とJAS規格」に違反者などの新着情報が公表されていますのでご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm>